

	質問事項	回答
1	都認証学童クラブの補助利用について 稲城市の学童クラブ補助対象として認められるかご確認をお願いいたします。	都認証学童クラブの補助利用につきまして、(仮称)南山小学校学童クラブは、現時点で東京都認証学童クラブの事業要件を満たすものになると考えております。(現時点で稲城市は当該事業を実施しておらず、今後のことについても何ら決定している事項はありません。)なお、運営費に係る補助金につきましては市の歳入となり、当該歳入を前提とした委託料の設定となっております。
2	提出書類の(4)「不動産所有・借用状況」について 当該書類について ① 所有・借用状況を記載した一覧表の提出で足りるのか。 ② 登記事項証明書(不動産登記簿謄本)の提出は必要でしょうか。	提出書類の(4)「不動産所有・借用状況」につきまして、所有・借用状況を記載した一覧表のみのご提出で構いません。(登記事項証明書の提出は必要ありません。)
3	育成料の減免対象者の把握について 育成料の徴収主体がクラブである場合、減免対象者の把握はどのように行うべきでしょうか。	育成料の減免対象者の把握につきまして、育成料の決定は市が行うこととなり、減免対象者をリスト化し共有させていただきます。なお、育成料の減免分につきましては、事業者負担とならないよう年度末に精算しています。
4	都認証学童クラブの補助利用について 稲城市より、(仮称)南山小学校学童クラブは東京都認証学童クラブの事業要件を満たす見込みである旨の回答をいただいております。 別紙の東京都認証学童クラブ事業における②運営費及び③加算につきましても補助対象になりますでしょうか。	(仮称)南山学童クラブの募集内容につきましては、東京都認証学童クラブの事業要件を満たすものになると認識しておりますが、現時点で稲城市は当該事業を実施しておらず、今後のことについても何ら決定している事項はありません。運営に係る国や都の補助金につきましては市の歳入となるため、仮に認証学童クラブ事業を実施したとしても、直接事業者様に運営費や加算の補助がされるものではなく、運営内容に応じて市の積算基準に基き委託料を算定し、運営費をお支払いすることとなります。 なお、稲城市では加配職員の追加配置や職員の処遇改善、第三者評価受審など、学童クラブの運営内容によって、委託料の加算を行っております。 また、公募条件記載の「運営費見積限度額」につきましては、東京都認証学童クラブ事業の実施を前提としていないことをご承知おください。
5	施設整備に係る他団体等の補助金活用について 本事業の施設整備にあたり、稲城市からの補助は一切ないものと理解しております。そのため、国・東京都その他の外部補助制度の活用を検討しておりますが、当該補助金の申請に際し、市の意見書・確認書等の提出を求められる場合がございます。その際には、事業実施主体として必要な範囲でご協力いただくことは可能でしょうか。市のご方針をご教示いただけますと幸いです。	施設整備にあたり、市の補助は実施しないこととしておりますが、国や都などからの直接補助を妨げるものではありません。市に意見書等が求められる場合は、都度ご相談いただき、可能な範囲で対応してまいります。